

朝日町町制施行70周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日町町制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、だれでも使用することができる。ただし、使用の目的が次の各号にいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令及び良俗に反し、又はそのおそれが認められるとき。
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められたとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体の活動に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関わりにある者が関与している事業。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとき。

(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ朝日町町制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特別に認める場合

(使用の承認)

第5条 町長は、前条の申請があった際は、その内容を審査し、使用を承認するときは、朝日町町制施行70周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 町長は、前条の規定による承認の決定をするときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 町は、事業及びこれに伴う行為から生じた損害賠償等の責任を負わないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(使用期間)

第7条 ロゴマークを使用することができる期間はロゴマークの申請承認を受けた日から令和7年3月31日の間までとする。

(使用料)

第8条 ロゴマークに関わる手続きの費用及び使用料は無料とする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた範囲内で使用すること。
- (2) ロゴマークを商標に使用しないこと。
- (3) ロゴマークのデザインの変更を行わないこと。

(商品等の提出)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用に係る商品等（イラスト、周知用チラシ、写真（以下商品という。））が完成したときは、完成後30日以内にその完成品を町長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難な場合については写真での提出をもって代えることができる。

(使用承認の取消し)

第11条 町長は、第3条各号のいずれかの規定に該当することが判明した場合は、承認を取り消すことができる。

2 町は、使用承認の取消しによって生じた損害については一切責任を負わないこととする。

(その他)

第12条 この要綱にさだめるもののほか、必要な事項については町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年3月1日から施行する。

別図（第2条関係）



様式第1号（第4条関係）

朝日町町制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請書

令和 年 月 日

朝日町長 様

住 所
氏 名
電話番号

下記のとおりロゴマークを使用したいので、申請します。

記

使用内容	
使用期間	年 月 日から 年 月 日
連絡先	担当者氏名 電話番号 メールアドレス
備考	

(添付書類) 使用内容が分かる書類 (事業計画書・パンフレット等)

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

朝日町長

朝日町町制施行70周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、朝日町町制施行70周年記念ロゴマーク使用に関する要綱第5条の規定により通知します。

記

承認内容	
承認期間	年 月 日から 年 月 日
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
承認しない理由	
承認の条件	(1) 使用に要する経費は、使用者が負担すること。 (2) 町は、使用に伴う損害等の賠償責任を負わない。 (3) 使用内容を変更又は中止する場合は、速やかに町に報告すること。